

# 那 霸 市 公 報

号外第703号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那霸市泉崎1丁目1番1号

那霸市総務部総務課

## 目 次

### 監 査 委 員 公 表

平成21年度定期監査(前期)の結果に対する措置について(公表)……………689

### 監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 4 号

平成21年9月29日

那霸市監査委員	慶	利光
同	宮里	善博
同	大浜	安史
同	仲松	寛

平成21年度定期監査(前期)の結果に対する措置について(公表)

平成21年度定期監査(前期)の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、那霸市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

**平成 21 年度定期監査(前期)の結果に伴う措置状況について****経済観光部****商工農水課 (旧商工振興課)**

定額給付金事業の印刷製本費の発注について(注意事項)

定額給付金事業の印刷製本費(463万625円)は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用して随意契約をしている。那覇市物品会計事務取扱要綱第7条では那覇市契約規則第21条に掲げる限度額を超えて随意契約により物品の調達を行うときは、あらかじめ管財課長に合議するとの規定がある。しかしながら、当該印刷製本に係る契約の際の決裁においては、管財課長の合議がなされていないままに契約がされているので規則要綱を順守した予算執行を行うようにされたい。

**注意事項に関する措置**

ご指摘の件につきましては、今後関係規則要綱の熟知に努め適正な予算執行に努めます。

**なはまちなか振興課 (旧労働農水課)**

漁業振興資金融資貸付金元利収入について(要望事項)

漁業振興資金融資貸付金制度は、沖縄県信用漁業協同組合連合会の2,200万円と合わせて協調融資資金4,400万円の枠を設定して漁業者へ貸付しているが、平成19、20年度の融資額は2,050万円で資金枠の約50%の利用率である。また、融資期間も最長2年となっているが借り入れ時期によって借入期間に違いが出てくる制度になっている。このような現状は、資金の効率的な運用や利用者の利便性及び公平性の点から改善する余地があるので資金の運用のあり方と制度の見直しを検討されたい。

**要望事項に関する措置**

金融機関(信漁連)と平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間の覚書の締結を行い、すでに融資を開始していることから平成22年度までは、制度改革は、困難な状況である。今後、金融機関及び保証機関、漁業協同組合と調整を図りながら平成23年度からの資金の運用のあり方と制度の見直しについて検討していきたい。

**観光課**

那覇爬龍船振興会等補助金の精算遅延について(要望事項)

那覇爬龍船振興会(804万5,000円)と琉球王朝祭り実行委員会(357万5,000円)への補助金は補助団体に対して概算払されているが、精算されるまでの期間も長く、添付された証拠書類で事業の終了を確認するには不十分なものもある。補助事業については、補助の対象事業と対象経費を明確にして対象事業が終了後速やかに経費の精算ができるように補助金事務の改善に努められたい。

### 要望事項に関する措置

上記団体においては、対象事業の開催の他、祭りのPRや資金造成を兼ねた関連イベントの開催ならびに次年度への調整を含めた会議等の開催などから、事業期間が年度末に及ぶ事業計画となっている。そのため決算報告も年度末となり実際の事業開催から精算までの期間が長くなっているのが現状である。

本来、事業補助の趣旨から、当該事業が終了後事業予算の収支決算報告は速やかに行うべきであるので、迅速な事務処理を鋭意促していくとともに、計画的な事業計画ならびに予算執行計画の作成を促していきたい。

## 環境部

### 環境政策課

#### 生ごみ処理機器助成事業について (要望事項)

家庭から排出されるごみの減量を推進するため、生ごみ処理機器を購入する市民に対し奨励金を交付しているが、当年度予算額 600 万円 (200 件) に対し助成額 381 万 5,331 円 (161 件) と執行率 63.6%にとどまっている。

当該助成事業の市民への広報啓発の強化、また、ごみの減量や資源化を促進する他の手法等に対する奨励金の検討等、予算の有効活用に努められたい。

### 要望事項に関する措置

生ごみ処理機器助成事業について市民への広報啓発を強化し、予算の有効活用に努力してまいります。

また、ごみの減量や資源化を促進する他の手法については、ダンボールを用いた生ごみ堆肥化の促進、出前講座等による啓発を今後とも検討してまいります。

### 環境保全課

#### 1 予算計上について (注意事項)

那覇市墓地等に関する基本方針策定事業として 32 万 2,000 円 (報償費 16 万 8,000 円、業務委託料 15 万 4,000 円) 予算計上しているが、全額未執行となっている。

予算計上にあたっては、事業に係る経費を適正に算定し適切な予算の計上となるよう注意されたい。

### 注意事項に関する措置

当初予算の計上額で、当該事業を達成するための調査・検討及び住民説明会等が十分に実施出来るかを懸念し、いかに事業執行するか苦慮している中で、年度途中に沖縄県より、「公営墓地設置等支援事業」(9/10 補助事業)の実施を厚生労働省と調整中との連絡を受けた。

その後、平成 20 年度墓地の調査関連の補助事業が決定し、次年度は「墓地基本方針策定」についても補助の対象にするとのことで、当該年度での事業執行を見送り、平成 21 年度に県の補助 (今年度限り) を活用し、地区意見交換会の開催を増やし、より市民の意見を反映し、広く市民に理解が得られるような基本方

針を策定したほうが得策と考え、平成20年度は事業を執行しなかったが、今後、予算計上にあたっては、事業経費を適正に算定し、予算計上を行っていききたい。

## 2 屋上・壁面緑化助成金について(要望事項)

ヒートアイランド現象の緩和と潤いのある空間を創出するため、屋上や壁面等の緑化工事を施工する市民に対し助成金を交付しているが、平成20年度予算額660万円に対し291万6,000円(執行率44.2%)の助成額にとどまっている。

当該助成事業の市民への広報の強化や市民がより利用し易い制度となるよう検証し、予算の有効活用に努められたい。

### 要望事項に関する措置

屋上・壁面緑化推進事業を実施するに当たり、助成金制度について、市広報誌やホームページでの案内、自治会長会での案内等を通じ広報を図っております。

さらに、建築士事務所協会へも協力依頼し、事業推進を図っております。

昨年度の事業実績を踏まえ、市民から施工費用に比べて助成金額が少ないとの不満の声もあったことを受けて、市民にとって、より利用しやすい事業制度とするため、平成21年5月に助成金の単価及び限度額を見直しました。

また、見直し内容を含めた事業制度の紹介を市広報紙「なは市民の友」に掲載するとともに、新聞社等のマスコミへも当該資料等を提供し、その広報に努めました。

その結果、市民からの問い合わせや、窓口での相談等も数多くあり、平成21年度は順調な進捗状況になりつつあります。さらに今後、広報の強化を図り、事業の推進を図っていききたいと考えております。

## 3 物品管理について(注意事項)

備品台帳に登録されている備品について保管状況を確認したところ、そ族昆虫駆除に使用する噴霧器3個(平成17年度取得、1万5,000円/個)が購入時の梱包で未開封のまま保管されていた。

物品の納品を受けたときは、品質、形状、数量等を検査し収納しなければならないが、納品された物品が未開封のまま保管されていたことから、納品時における検収が行われておらず、また、購入から3年余り未使用であることから、備品の購入時期も不適切である。

物品の購入にあたっては、備品の使用状況を十分に把握し必要な数量を購入し、納品時の検収も適切に実施するよう注意されたい。

### 注意事項に関する措置

当課における噴霧器の用途としては、ゴキブリ駆除等のために自治会等への貸与、職員による重点地域への散布、緊急時における消毒用の備品として使用するため、管理を行っております。また、ゴキブリ駆除等の対策用と消毒用は、散布薬品も異なるため、安全面から噴霧器を使い分ける必要があります。

今回、梱包が未開封のままになっていた噴霧器については、緊急時の対応用として保管していたものであります。

本件については、ご指摘のとおり購入時の検収のあり方等が不十分であったと言わざるを得ません。今後は、備品の適正管理を行うとともに、物品等の購入時における検収を確実に実施し、このようなことが発生しないようにしていきたい

と思います。

## 生涯学習部

### 総務課

- 1 小学校・中学校管理事務費に係る支出負担行為の会計年度所属区分について  
(是正事項)

消耗品費の歳出については、支出負担行為を 4 月以降に 3 月 31 日付けで遡って処理している。会計年度所属区分については、地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 5 号で規定されており、その支出負担行為をした日の属する年度が会計年度所属区分となることから、同施行令に従って、処理されたい。

また、この是正事項については、前回の監査でも指摘をされており、適切な対策を講じられたい。

#### 是正事項に関する措置

予算執行に当たっては、前回の監査の指摘を受け、職員に対しては、関係法令等の遵守、迅速な処理を強く指導してきたところであるが、今回の監査においても同様の指摘を受け、深く反省しております。

当該事項は、会計年度末の繁忙から事務処理が遅れたものであるが、今後は、繁忙期においても適正な事務執行を図るため、他の職員による業務支援体制等の対策を講じてまいります。

- 2 教育長専用車運転業務の随意契約について (注意事項)

教育長専用車運転業務 (契約額 240 万円) の随意契約については、予算額が予定価格を設定すべき金額であるにも係らず、設定されないまま締結を行っている。那覇市契約規則第 21 条の 2 (予定価格の決定) の規定を適用し予定価格を設定するよう、同規定を順守されたい。

#### 注意事項に関する措置

今回の監査前に締結された平成 21 年度の当該事項の契約についても予定価格が設定されていないため、平成 22 年度以降の教育長専用車運転業務の契約に当たっては、那覇市契約規則を遵守し、予定価格調書の作成など事務処理に漏れがないよう努めてまいります。

### 市民スポーツ課

- 1 体育指導委員事業消耗品費等の会計年度所属区分について (注意事項)

体育指導委員事業需用費消耗品費及び全国高等学校総合体育大会開催事業備品購入費の歳出については、支出負担行為を翌年度の 4 月以降に 3 月 31 日付けで遡って処理している。

会計年度所属区分については、地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 5 号の規定によりその支出負担行為をした日の属する年度が会計年度所属区分となることから、同法施行令に従って、処理されたい。

**注意事項に関する措置**

体育指導委員事業需用費消耗品については、体育指導委員へ支給する被服費の購入代金であり、全国高等学校総合体育大会開催事業備品購入費については、両袖デスクほかの購入代金であります。この 2 件につきましては、不注意により 4 月以降に遡って処理を行いましたが、今後は、財務会計システムより出力できる歳出執行状況表を十分確認し、地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 5 号の規定を順守して処理いたします。

**2 沖縄県体育指導員研究大会等参加負担金について (注意事項)**

沖縄県体育指導員研修会及び九州地区体育指導員研究大会並びに沖縄県体育指導員研修会参加負担金については要務日より 2 ~ 3 週間前に資金前渡により支出がされており、また、要務が終了する前に精算が行われている。

過不足や天候 (台風等) のため中止や不参加及び一時借入等を考慮し、適切な支払い時期を見極めて支出し、又、精算については、要務終了後那覇市会計規則第 57 条第 1 項 (資金前渡の精算) を順守されたい。

**注意事項に関する措置**

沖縄県体育指導委員研修会ほか 2 件の参加負担金の事務処理につきましては、資金前渡に係る一連の事務処理について熟知していなかったため、銀行窓口で支払いを受けた日を精算年月日として処理したものであります。今後は、那覇市会計規則第 57 条第 1 項に留意して適切な時期に資金前渡を受け要務終了後速やかに精算を行うよう処理いたします。

**文化財課****1 教育費雑入、電気水道料実費徴収分の当初予算への計上について (注意事項)**

識名園売店の事業者からの電気水道料の実費徴収については、平成 19 年度から収入が発生しているが、当初予算に計上されていない。地方財政法第 3 条第 2 項の規定に基づき、当初予算に計上されたい。

**注意事項に関する措置**

平成 22 年度当初予算へ計上いたします。

**2 文化財指定庭園保護協議会会費の資金前渡による支払の精算について (注意事項)**

文化財指定庭園保護協議会会費については、要務日終了後、7 日を超えた日をもって精算を行っている。資金前渡による支払は、那覇市会計規則第 57 条で規定されている期間内で精算を行うことになっており、同規定を順守されたい。

**注意事項に関する措置**

資金前渡・概算払整理簿で再確認するなどして出納処理に漏れがないように努めてまいります。

### 3 玉陵管理業務及び識名園管理運営業務について(注意事項)

玉陵管理業務及び識名園管理運営業務については、本市と受託事業者との間に業務仕様書等の運用についての齟齬などがあり、業務の円滑な運営が困難となったため、年度中途において受託事業者の変更を行っている。文化財の管理、運営を行う事業者の選定等については、より慎重にされたい。

また、両業務の委託契約については、予算額が予定価格を設定すべき金額であるにも係らず、いずれも設定されないまま締結を行っている。那覇市契約規則第21条の2の規定を適用し予定価格を設定するよう、同規定を順守されたい。

#### 注意事項に関する措置

文化財を適切かつ円滑に管理し世界遺産としてのクオリティを上げていけるよう受託事業者の選定は慎重に行ないます。

予定価格については、平成21年度の当該事項の契約については、那覇市契約規則に基づき予定価格を設定して契約いたしました。今後も適切な事務処理を行ないます。

### 4 販売目的の書籍等の管理について(是正事項)

販売目的の書籍「世界遺産まーい」、「首里まーい」及び「小禄まーい」他7件については、帳簿上の冊数と現品有高(在庫高)とに差異が生じている。これらについては、前回の監査でも差異が生じていることを指摘されたが、いまだ適切な改善が図られていない現状にある。定期的な在庫確認と保管、管理体制の強化など適切な対策を講じられたい。

#### 是正事項に関する措置

今後の管理については、納品当時のまま保管されていた書籍を、数量を再確認し、包装・箱詰めして保管方法を統一することで、書籍の破損と在庫確認ミスを防ぎます。

書籍の種類ごとにあつた管理簿や領収証をひとつにまとめ事務処理を軽減することでミスを防ぎます。

定期的な在庫確認し、管理体制を強化します。

#### 施設管理課

### 1 学校施設目的外使用料過誤納還付金支払いについて(注意事項)

学校施設目的外使用許可の電柱等の使用料は、平成3年度「那覇市行政財産使用料条例」改正に伴い、「那覇市道路占用料徴収条例」別表を適用し徴収すべきであるが、条例改正を見落とししたことにより、従前の規定を適用し過大徴収が行われ還付が発生した。根拠規定の改正等を見落としがないよう充分注意を払い事務処理されたい。

#### 注意事項に関する措置

学校施設目的外使用料の使用許可の際は、現在の根拠規定となっている「那覇市行政財産使用料条例」及び「那覇市道路占用料徴収条例」別表の改正の有無を確認することを必須の業務手順として位置付け、根拠規定の改正等を見落としが

ないようにしたい。

2 学校施設の耐震補強マニュアル講習会の旅費・負担金の資金前渡による支払いの精算について(注意事項)

学校施設の耐震補強マニュアル講習会旅費、負担金について、那覇市会計規則第 5 7 条の規定による期間内の精算がされていない。資金前渡は、要務が終了した日から 7 日以内に処理されたい。

注意事項に関する措置

今後、このようなことがないように、課内のチェック体制を見直し、確認に努めたい。

**中央公民館**(市立公民館 7 館のうち、中央公民館、久茂地公民館、若狭公民館、石嶺公民館について実施した。)

久茂地公民館及び若狭公民館の修繕等に係る見積書の徴取について(注意事項)

久茂地公民館及び若狭公民館の随意契約による冷水機給水管修理及び印刷機(輪転機)等の修繕に係る見積書については、那覇市契約規則第 21 条の 3 の規定により、なるべく 2 人以上から見積書を徴されたい。

注意事項に関する措置

修繕にかかる見積書については、現在は 2 人以上から見積書を徴収しており、改善されております。

**中央図書館**

需用費(修繕料)の随意契約事務について(注意事項)

需用費の修繕契約について、随意契約の理由等が記載されずに事務執行されたものが 2 件見られた。やむなく随意契約を行なう場合は、那覇市契約規則第 21 条第 1 項(随意契約によることが出来る限度額等)の限度額以内であっても、理由及び適用条項の明記と同規則第 21 条の 2(予定価格の決定)による予定価格の設定等を事前に行う必要があることから同規則に基づく適正な事務執行をされたい。

注意事項に関する措置

ご指摘の事項につきましては、那覇市契約規則第 21 条の 2 の規定に基づき、随意契約の理由及び適用条項を明記し、予定価格を設定するなど適正な執行をしてまいります。

## 学校教育部

### 学校教育課

第 4 5 回九州進路指導研究大会運営補助等の概算払による支払いの精算について(注意事項)

大会等運営補助金を概算払いにより交付しているが、一部において精算事務の遅れが見受けられる。これは大会等終了後に提出しなければならない実績報告書が期限内に提出されていないことによるものである。

那覇市補助金交付規則第 12 条(実績報告)及び那覇市学校教育関係団体等補助金交付要綱第 5 条(様式)によれば、補助事業者は事業完了後 30 日以内又は年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならないとなっている。補助事業者に対し期限の順守を指導されたい。

#### 注意事項に関する措置

今後は、補助事業者に対して那覇市補助金等交付規則及び那覇市学校教育関係団体等補助金交付要綱の規定を遵守するよう指導し、事務の遅滞がないよう適切な事務処理に努めてまいります。

### 総合青少年課

沖縄県適応指導教室連絡協議会団体負担金について(注意事項)

団体負担金については、平成 19 年度交付先団体決算額収支比率 55.5%で収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越が見受けられた。

負担金は交付額の多寡にかかわらず財政運営が厳しく問われていることを踏まえ効率的・効果的な予算執行に検討されたい。

#### 注意事項に関する措置

沖縄県適応指導教室連絡協議会団体負担金につきましては、当該団体に事業内容、経費等を充分検証してもらい、予算の適切な執行を促してまいります。

### 学校給食センター

焼物機リース事業の適正な執行について(注意事項)

焼物機リース事業の使用料及び賃借料については、予算現額 217 万 7,000 円に対し、支出済額 126 万 525 円であるが、平成 20 年 7 月 7 日に契約締結したため 4 ヶ月分に相当する 73 万 6,400 円が不用額になっている。予算編成方針に従って速やかに減額補正し、適正な執行管理をされたい。

#### 注意事項に関する措置

契約差額の 73 万 6,400 円については、ご指摘のとおり不用額であり、予算編成方針に従って速やかに減額補正すべきでしたが見落としてしまいました。今後はこのようなことがないよう適正な執行管理に努めてまいります。